

4. 資料編

< 事例編に掲載したボランティア団体の連絡先 >

団体名	HPまたは連絡先
特定非営利活動法人 シニアのための市民ネットワーク仙台	http://www.sendai-senior.org/
福祉ガイドマップおかやまをつくる会	岡山県岡山市鹿田町1-1-1岡山市ボランティアセンター内 Tel: 086-222-8616
佐那河内村ボランティアグループ ひまわり会	徳島県佐那河内村下字中辺 Tel: 088-679-2014
岱明町ホタルを育てる会	熊本県玉名郡岱明町172-8 Tel: 0968-57-1406
特定非営利活動法人 日本フィリピンボランティア協会	http://www.jpva.org
特定非営利活動法人 NPO子どもネットワークセンター天気村	http://www.biwako.ne.jp/nt-tenki/
特定非営利活動法人 国際福祉グルメ・マイキッチン	http://www.my-kitchen.jp/
フリースペースK	http://www26.tok2.com/home/spacek/frame_main.htm
特定非営利活動法人 INE OASA(いーね!おおあさ)	http://www.e-jyan.jp/
特定非営利活動法人 国際ボランティアセンター山形(IVY)	http://www.dewa.or.jp/IVYama
特定非営利活動法人 キッズエナジー	http://www.kids-energy.org/index.html
インターネットつなぎ隊	http://www.tsunagi.org/
とおの昔話 語り部 いろり火の会	岩手県遠野市新穀町5-22 Tel: 0198-62-6082(会長宅) 090-1492-3131(会長携帯電話)
JSK(次世代の新技术、新商品を創造する会)	愛知県豊田市若宮町1-57-1 松坂屋A館9階 とよた市民活動センター内 Tel: 0565-36-1730
松江おもちゃの病院	島根県松江市千鳥町70 松江市福祉センター2階 松江市ボランティアセンター内 Tel: 0852-27-8388
全日本どろんこ田んぼバレーボール協会	長野県上伊那郡辰野町渡戸354 Tel: 0266-47-5076
子どもの美術教育をサポートする会	滋賀県大津市大萱5-30-3(津屋宅) Tel: 077-543-8569
かぬまっ子育て委員会	栃木県鹿沼市文化橋町1982-18 鹿沼市市民生活部生涯学習課学習振興係 Tel: 0289-60-3107
特定非営利活動法人 赤目の里山を育てる会	http://www.e-net.or.jp/user/ecoakame/npo/index.html
田富町自然体験クラブ	http://www.geocities.co.jp/CollegeLife-Club/3343/
共同作業所 ほっとはうす	熊本県水俣市浜町1-13-18 hottohausu@mx35.tiki.ne.jp Tel: 0966-62-8080
武蔵野市国際交流協会	http://www.mia.gr.jp/
沢内村スノーバスターズ	岩手県和賀郡沢内太田2-81-1 Tel: 0197-85-3225
遠野手話サークル「どんぐり」	岩手県遠野市東穀町9-21(鈴木宅) Tel: 0198-62-2463
栃木県メディアボランティア	http://www8.plala.or.jp/hikoki/t-media-vol-index.htm
みどりの会	長野県上伊那郡辰野町平出1463-2(事務局) Tel: 0266-41-2771
特定非営利活動法人 ぴーのぴーの	http://www.bi-no.org/top.html
高根ピーターパンズ	愛知県豊田市鶯鴨町139-1 Tel: 0565-28-8863
特定非営利活動法人 ふくてっく(福祉と住環境を考える会)	http://www.osakacity-vnet.or.jp/link/hukuteku
浦崎ひまわり会	広島県尾道市浦崎町2213-1【浦崎ふれあいの里】 Tel: 0848-73-2703
特定非営利活動法人 黒潮実感センター	http://online.divers.ne.jp/kashiwajima/
子育て支援グループ「おたすけママ」	佐賀県佐賀市駅前中央1-8-32 Tel: 0952-23-1234



各国公立大学長
各国公立高等専門学校長
国立久里浜養護学校長
放送大学長
各都道府県教育委員会
各都道府県知事
独立行政法人国立特殊教育総合研究所理事長
独立行政法人国立オリンピック記念青少年総合センター理事長 殿
独立行政法人国立女性教育会館理事長
独立行政法人国立青年の家理事長
独立行政法人国立少年自然の家理事長
独立行政法人国立科学博物館長
独立行政法人国立美術館理事長
独立行政法人国立博物館理事長
独立行政法人文化財研究所理事長

文部科学省初等中等教育局長
矢野 重典

文部科学省生涯学習政策局長
近藤 信司

(印影印刷)

学校教育及び社会教育における体験活動の促進について (通知)

先の第 151 回国会において成立した「学校教育法の一部を改正する法律」及び「社会教育法の一部を改正する法律」の改正の趣旨及び概要については、既に本年 7月 11 日付け文部科学事務次官通知 (13 文科初第 466 号、13 文科生第 279 号)により通知したところでありますが、このたび、同改正を踏まえた学校教育及び社会教育における体験活動の促進について、下記のとおり留意点をとりまとめましたので、適切に対処くださるようお願いいたします。

各都道府県教育委員会及び都道府県知事におかれては、域内の市町村教育委員会、市町村長、所管又は所轄の学校及び学校法人、社会教育施設、社会教育関係団体等に対しても、改正の趣旨について周知を図るとともに、必要な指導、助言又は援助をお願いします。

記

1 体験活動に関する規定の概要

(1)学校教育法を改正し、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、盲学校、聾学校及び養護学校について、各学校種の教育目標の達成に資するよう教育指導を行うに当たり、児童生徒の体験的な学習活動、特にボランティア活動など社会奉仕体験活動、自然体験活動その他の体験活動の充実に努めるものとするとともに、社会教育関係団体その他の関係団体及び関係機関との連携に十分配慮しなければならないとしたこと(学校教育法第 18 条の 2)。

(2)社会教育法を改正し、教育委員会の事務として、青少年に対しボランティア活動など社会奉仕体験活動、自然体験活動その他の体験活動の機会を提供する事業の実施及びその奨励に関することを規定したこと(社会教育法第5条第12号)。また、国及び地方公共団体は、法第3条第1項に規定する任務を行うに当たっては、学校教育との連携の確保に努めるよう規定したこと(社会教育法第3条第2項)。

2 学校教育及び社会教育に共通する体験活動に関する留意点

- (1)このたびの法改正は、学校教育と社会教育とが相まって体験活動を促進し、児童生徒及び青少年の社会性や豊かな人間性などを育む観点から行われたものであり、このような趣旨を踏まえ、ボランティア活動など社会奉仕体験活動、自然体験活動をはじめ、勤労生産体験活動、職業体験活動、芸術文化体験活動など多様な体験活動の充実を図ること。
- (2)各教育委員会は、学校教育担当部局と社会教育担当部局との密接な連携のもと、地域の実情に応じ、地方公共団体の首長部局、学校関係者、PTAや青少年団体などの社会教育関係団体をはじめ、広く関係者との連携を図り、都道府県及び市町村のそれぞれに協議会を設けるなど、学校教育及び社会教育を通じた体験活動の推進体制を整備すること。
- (3)各教育委員会は、民間の社会教育団体等が行うものも含めて、広く様々な体験活動についての情報を収集し、これを学校や地域住民に提供するとともに、相談への対応や、参加者の希望と受入先との間の必要な調整を行う仕組みを整備すること。
- (4)各教育委員会は、上記(2)及び(3)の推進体制等を活用し、青少年教育施設や公民館等の社会教育施設、社会福祉施設、児童館、勤労青少年センター等の関係機関、関係団体、地域の企業等の協力を得て、多様な体験活動の場や機会の確保に努めること。
- (5)各教育委員会は、体験活動を主催する社会教育関係団体、NPO等の民間グループに対して、活動の趣旨、内容等に応じ、公民館などの社会教育施設をはじめ管下の施設の利用について、便宜を図るよう努めること。
- (6)各教育委員会は、上記(2)及び(3)の推進体制等を活用し、教職員や教育委員会関係者にとどまらず、広く社会教育関係団体や地域住民、地域の企業等から体験活動の指導者や協力者を確保するとともに、研修等を通じてこれらの人材の養成に努めること。
- (7)体験活動を行う学校及び教育委員会は、団体・施設の任意の協力を得て体験活動を実施するに当たっては、受入団体・施設の利用者又は入所者のプライバシーや団体・施設の保有する情報の保護等に十分留意するとともに、特に施設において体験活動を実施する場合には、参加者の人数等の適正化に努めるなど、当該団体・施設の本来の業務に支障が生じないように配慮すること。このため、受入団体・施設と連絡を密にし、体験活動を実施するに当たっての留意点などについて事前に十分情報交換を行うこと。また、体験活動の参加者に対し、事前に十分な指導や研修を行うなどして、体験活動に参加するに当たって必要な知識・技能やマナーなどを習得できるようにするとともに、併せて体験活動に意欲を持って参加できるように工夫すること。
- (8)体験活動を行う学校及び教育委員会は、参加者、指導者、受入団体・施設の利用者、入所者又は職員等の安全の確保に十分配慮すること。このため、実地調査による事前の検討・点検、活動の際の指導者の立会等適切な配慮をすること。さらに、体験活動中に事故等が発生した場合に適切な措置がとれる体制を整えるとともに、事故が発生した場合の補償について、保険の利用などに配慮すること。万一、事故が発生した場合は、直ちに状況に応じた適切な応急処置を行うこと。

3 学校教育における体験活動に関する留意点

- (1)各学校においては、現行の学習指導要領に基づき、体験活動の充実が図られてきているところであるが、平成10年に告示された小学校学習指導要領、中学校学習指導要領、平成11年に告示された高等学校学習指導要領及び盲・聾・養護学校学習指導要領を踏まえ、体験活動の一層の充実に努めること。その際、自ら学び自ら考える力、豊かな人間性などの「生きる力」を育成していく上で、体験活動の充実を図ることが必要であること。

に留意すること。

- (2)各学校においては、自校の教育目標、児童生徒の発達段階や実態、地域の実情等を踏まえ、6学年間又は3学年間を見通しながら特別活動、総合的な学習の時間をはじめとする教育活動に体験活動を適切に位置づけ、その計画的・継続的な実施に努めること。その際、体験活動のねらいを踏まえ、各教科等における学習指導との関連を図ることに配慮すること。なお、体験活動の充実については、学校運営や教育課程の改善全体の中において行うように留意すること。
- (3)学校でどのような体験活動の充実を図るかについては、各学校において、それぞれの地域や学校、児童生徒の実情等を踏まえて適切に判断するとともに、当該学校の教育活動として、それぞれの教育計画に基づき、教師の適切な指導の下で実施すること。その際、保護者や児童生徒の意向や要望等を踏まえつつ、地域の協力を得ながら行うことが大切であること。また、体験活動の実施に当たっては、児童生徒の発達段階や活動内容に応じ、その自発性に配慮するとともに、地域の実情に応じて様々な体験活動の場や機会を工夫し、多様な活動が展開されるようにすることが大切であること。
- (4)各学校において体験活動を実施する際には、全教職員の協力の下に校内の指導体制の確立を図るとともに、地域の関係機関、関係団体等との連携に十分配慮し、学校外の指導者の協力を得ること。地域における活動の場を確保することをはじめ、体験活動が円滑に実施できるよう、学校としての推進体制づくりに努めること。このため、地域や学校の実情に応じて、保護者、地域の自治会、社会教育関係団体、企業等の関係者で構成する委員会を設けるなど、学校の活動に支援を得る体制を整えること。その際、青少年の健全育成や学校・家庭・地域の連携などの観点から設けられている既存の組織の活用に留意すること。
- (5)学校の教育課程に位置づけて実施される体験活動については、他の教育活動と同様、評価を行うこととなるが、その際、体験活動が行われる特別活動、総合的な学習の時間をはじめとする教育活動のそれぞれの目標やねらいを踏まえつつ、体験活動の特質に即して行われることが必要であり、各学校において評価方法等について工夫を行い、児童生徒の体験活動の成果を適切に評価していくことが大切であること。体験活動の評価は、点数化した評価ではなく、児童生徒の優れている点や長所を評価していく観点に立って行われることが望ましいこと。
- (6)各学校においては、児童生徒に対して様々な学校外活動の場や機会についての情報の積極的な提供に努めるとともに、児童生徒の学校外での体験活動の成果を学校における教育指導に生かしたり、適切に評価したりすることが望ましいこと。また、学校が、土曜日、日曜日及び長期休業期間中において、児童生徒が任意に参加する教育課程外の活動として、体験活動を計画・実施することも考えられること。

4 社会教育における体験活動に関する留意点

- (1)社会教育においては、地域住民が青少年と一緒に活動に参加する、親子で一緒に活動に参加する、異年齢の子どもたちが一緒に活動に取り組むなど、社会教育の特色を生かした活動を行うことができることを踏まえ、体験活動を企画、実施し、その奨励を行う教育委員会においては、様々な関係機関、関係団体等の協力を得ながら、青少年の発達段階や地域の実情に応じて多様な体験活動の場や機会を提供するよう努めること。
- (2)初等中等教育段階にある青少年の放課後や土曜日、日曜日、長期休業期間中の体験活動はもとより、初等中等教育を終えた18歳後の青年のボランティア活動などの体験活動の場や機会の提供についても、その充実に努めること。
- (3)青少年の体験活動の充実を図るには、まず地域の成人一般のボランティア活動等の振興を図ることが重要であることを踏まえ、これらの者が率先してボランティア活動等に取り組むことのできる機会の充実に努めること。
- (4)各教育委員会は、民間団体が実施する体験活動等への助成を行う独立行政法人国立オリンピック記念青少年総合センターの「子どもゆめ基金」について、関係機関、関係団体等への周知を図るよう努めること。



事 務 連 絡

平成14年3月15日

各都道府県教育委員会

生涯学習・社会教育主管課

御中

学 校 教 育 主 管 課

文部科学省生涯学習政策局社会教育課

文部科学省初等中等教育局児童生徒課

「奉仕活動・体験活動の例」について

文部科学省では、地域の教育力を活性化し、青少年が社会性や思いやりの心など豊かな人間性を育むため、学校内外を通じたボランティア活動など社会奉仕体験活動、自然体験活動その他の様々な体験活動の場や機会を充実する、推進体制の整備を始めとし、地域の実情に即した、放課後や週末における地域で子どもたちを育てる取組を促進するためのモデル事業、小・中・高等学校等において他校のモデルとなる体験活動の実施など、地域の教育力の再生や奉仕活動・体験活動の機会の充実を図る施策を展開することとしています。

この度、文部科学省において、各府省からの協力を得て、別添のとおり「奉仕活動・体験活動の例」を取りまとめたところです。

については、域内市町村への周知とともに、各都道府県及び域内市町村教育委員会等における奉仕活動・体験活動のプログラムづくりなど活動の企画や場の開拓・学校への指導・助言等の参考とするなど、地域での奉仕活動・体験活動機会の充実に当たり、幅広く御活用いただくようお願いします。

なお、知事部局私立学校主管課等、教育委員会以外で奉仕活動・体験活動の推進に関与する部局につきましても、広く周知下さいますよう併せてお願いします。

活動の場等	具体的な活動内容	主な活動主体の例	相談先(部局)
保健所等 公衆衛生	<直接支援する活動> [血液センター等]	高校生～ 高校生～	日本赤十字社、 各都道府県支部
	・献血者の受付・順路案内・会場案内・接遇等	中学生	
	・検査用資材準備(チューブの番号貼り、 整理、収納)	小学生高学年～	
	・広報資材準備(ポスター、チラシ等の印刷、 ティッシュ差込み、袋詰め等)	高校生～	
	・業務資材準備(接遇消耗品の印刷・ 差込み・たたみ・袋詰め等)	小学生高学年～	
	・郵便物準備・発送(宛名書き、宛名 シール貼り、文書詰め)	小学校高学年～	
	・献血者への呼びかけ、チラシ等の配布	中学生～	
	・薬物乱用防止キャンペーンへの参加 (チラシの配布、呼びかけ、街頭募金活動等)	成人	
	・害虫駆除活動、下水消毒活動等への参加	小学生～	
	・ゴミ収集所等における不法投棄の監視	高校生～	
<管理運営等を支援する活動>	小学生～	最寄りの保健所	
・施設の清掃や植樹などの美化活動	小学生～	最寄りの保健所	
・案内プレート等の作成補助	小学生～	(財)骨髄移植推進財団	
<その他>	中学生～	最寄りの保健所	
・保健所等の作成する広報チラシの各戸配布	小学生～	(財)骨髄移植推進財団	
・骨髄バンク事業の補助(パンフ配布等)	高校生～	社会福祉協議会、 当該施設 等	
社会福祉施設 (特別養護老人 ホーム等)	<直接支援する活動>	中学生～	社会福祉協議会、 当該施設 等
	・介助に係る補助(食事の配膳補助、 移動補助等)	小学生～	
	・日用品の整理等(シーツ、カバー等の整理 手伝い)	高校生～	
	・施設内行事の参加、補助 (誕生会、クリスマス会、バザー等)	小学生～	
	・施設外行事の参加、補助(遠足等)	小学生～	
	<管理運営等を支援する活動>	小学生～	
	・施設の清掃や植樹などの美化活動	小学生～	
	<施設利用者等を支援する活動>	小学生～	
	・施設訪問、話し相手	中学生～	
	・福祉に関する体験学習活動(点訳、手話、 福祉機器等)	高校生～	
・外出サポート	中学生～		
・チャリティーバザーや募金活動の協力			

活動の場等	具体的な活動内容	主な活動主体の例	相談先(部局)
社会福祉施設 (障害者施設等)	<直接支援する活動>	高校生～	社会福祉協議会、 当該施設 等
	・介助に係る補助(食事の配膳補助、 移動補助等)	中学生～	
	・視覚障害者向けの図書の朗読	中学生～	
	・日用品の整理等(シーツ、カバー等の整理 手伝い)	高校生～	
	・IT等各種学習や趣味の技術指導	小学生～	
	・施設内行事の参加、補助(誕生会、 クリスマス会、バザー等)	高校生～	
	・施設外行事の参加、補助(遠足等)	高校生～	
	・身障者スポーツ大会の開催補助	小学生～	
	<管理運営等を支援する活動>	小学生～	
	・施設の清掃や植樹などの美化活動	高校生～	
・インターネット環境整備の支援	高校生～		
・案内プレート等の作成補助	小学生～		
<施設利用者等を支援する活動>	中学生～		
・施設訪問、話し相手	小学生～		
・福祉に関する体験学習活動(点訳、手話、 福祉機器等)	中学生～		
・外出サポート	高校生～		
<その他>	中学生～		
・チャリティーバザーや募金活動の協力			
児童館	<直接支援する活動>	成人	市町村、 当該施設
	・子どもの世話、遊び相手 (ボール遊び、一輪車、ゲームなどの遊び等)		
	・工作(木工、粘土、絵画、竹細工)などの 創作活動の支援		
	・各種行事の企画実施の補助 (一輪車講習会、表現遊び、ゲーム会、 子どもまつり 等)		
	・野外活動等の支援		
	<直接支援する活動>	高校生～	
	・子どもの遊び相手	高校生～	
	・各種行事の企画実施の補助		
	<直接支援する活動>	高校生～	
	・子どもの遊び相手	高校生～	
・各種行事の企画実施の補助			
母子生活支援 施設	・子どもとの対話や相談 ・各種行事の企画実施の補助	成人 成人	社会福祉協議会、 当該施設 等
児童養護施設	・子どもとの対話や相談 ・各種行事の企画実施の補助	成人 成人	社会福祉協議会、 当該施設 等
職業能力開発校 等公共職業能力 開発施設	・講座の体験・見学 ・ものづくり体験	小学生～ 小学生～	当該施設

活動の場等	具体的な活動内容	主な活動主体の例	相談先(部局)
職業能力開発支援施設 (「私のしごと館」(平成14年度末開館予定)等)	<ul style="list-style-type: none"> 様々な職業に係る疑似体験・シミュレーション体験 ものづくり体験 屋内企画展等による様々な職業体験(農業体験、建築体験等) <施設利用者等を支援する活動> 学校生徒等団体客に係る案内誘導 同伴幼児等の世話(職員の補助) 車椅子利用者に係る介助 <管理運営等を支援する活動> 施設の清掃や植樹などの美化活動 企画等イベントの開催補助 	中学生～ 中学生～ 中学生～ 高校生～ 高校生～ 高校生～ 小学生～ 高校生～	厚生労働省 職業意識啓発推進室 当該施設
勤労青少年ホーム	<ul style="list-style-type: none"> <直接支援する活動> 教養やスポーツ講座等の講師やその補助 各種行事・イベントの運営補助 <管理運営等を支援する活動> 施設の清掃や植樹などの美化活動 	高校生～ 高校生～ 小学生～	最寄りの勤労青少年ホーム
少年院	少年院における院外委嘱教育 (学校、事業所又は学識経験のある者に委嘱して行う矯正教育)	成人	当該施設
企業	<ul style="list-style-type: none"> インターン・シップ 職場体験 企業の社会貢献活動支援(社会福祉、環境、リサイクル) 各種イベント運営への参加 	高校生～ 小学生～ 高校生～ 高校生～	商工会議所、 職業安定機関 等 地方経済産業局
道路	<ul style="list-style-type: none"> <管理運営等を支援する活動> 道路の清掃や植樹などの美化活動 歩道橋や地下横断歩道の清掃 道路パトロール <施設利用者等を支援する活動> 地下道内の掲示板への作品展示 <その他> 除雪車等維持用車両の試乗体験 	小学生～ 小学生～ 高校生～ 小学生～	国土交通省 地方整備局企画部 国道工事事務所
税関	税関施設、業務内容の見学	小学生～	各税関

活動の場等	具体的な活動内容	主な活動主体の例	相談先(部局)
河川	<ul style="list-style-type: none"> <管理運営等を支援する活動> 河川とその周辺の清掃や植樹などの美化活動 河川愛護看板の設置 ごみ不法投棄防止の看板の設置 ごみ不法投棄防止パトロール 水生生物調査、簡易水質試験 荒廃地緑化の実施 ダム湖のパトロールの実施 ダム流域への植樹フィールド設置 <その他> 工事事務所や現場での職場体験 環境学習会の実施 遊水地を活用した自然体験活動 河川敷を活用した田植え サケの稚魚など魚の放流 河川にかかるこいのぼりの掲揚 	小学生～ 小学生～ 小学生～ 小学生～ 成人 小学生～ 小学生～ 小学生～ 小学生～ 高校生～ 中学生～ 小学生～ 小学生～ 小学生～ 小学生～ 幼児～	国土交通省 地方整備局企画部 河川工事事務所、 ダム工事事務所、 ダム管理事務所、 砂防工事事務所
港湾	<ul style="list-style-type: none"> <管理運営等を支援する活動> 港湾とその周辺の清掃や植樹などの美化活動 港づくりや港の役割の体験学習 <その他> 監督測量船への乗船 水中ロボットの操作体験 	小学生～ 小学生～ 小学生～ 小学生～	国土交通省 港湾工事事務所
海上	<ul style="list-style-type: none"> 油流出災害時の油除去 水難救助 	小学生～ 成人	国土交通省 港湾工事事務所
公園	<ul style="list-style-type: none"> <管理運営等を支援する活動> 公園内の清掃や植樹などの美化運動 公園予定地の自然環境調査の実施 公園予定地への巣箱の設置 <施設利用者等を支援する活動> 障害者の介助を含む利用者サービス 植物管理等の補助作業の実施 	小学生～ 小学生～ 小学生～ 中学生～ 小学生～	国土交通省 地方整備局企画部 国営公園工事事務所

活動の場等	具体的な活動内容	主な活動主体の例	相談先(部局)
農林水産業 (自然環境保護)	<直接支援する活動> ・田植え、りんご・なしの袋かけ ・稲刈り、野菜の選別・箱詰 ・育苗、植林、下草刈り (森林ボランティア活動) ・木工・炭焼きなど物づくり ・森林公園や里山林の美化清掃 ・稚魚の放流 ・家畜とのふれあいや搾乳作業体験 <施設利用者等を支援する活動> ・子どもたちの農林水産業体験活動の 指導者としての活動 ・農業者(女性)に対する保育・託児支援	小学生～ 小学生～ 小学生～ 小学生～ 小学生～ 小学生～ 小学生～ 小学生～ 小学生～ 小学生～ 高校生～ 成人	農林水産省 生産局畜産部 畜産企画課 経営局 女性・就業課 農村振興局 農村政策課 林野庁 森林整備部 計画課 各森林管理局・署 (社)国土緑化推進機構 (社)全国林業改良普及協会 (社)全国森林レクリエーション協会 各地方農政局
	<管理運営等を支援する活動> ・伝統的工芸品等の技術等伝承体験活動	小学生～	林野庁林政部 経営課 特用林産対策室
	・特用林産物(しいたけ等)の生産・加工体験 <その他> ・子ども達の農業・農村体験活動のための 農村側の受け入れ体制の整備への支援 ・緑の募金等の奉仕活動	小学生～ 成人 小学生～	農林水産省 農村振興局 地域振興課 林野庁森林整備部 森林保全課 (社)国土緑化推進機構

活動の場等	具体的な活動内容	主な活動主体の例	相談先(部局)
自然公園や 身近な自然 等	・植生復元、草原景観の維持など、国立公園の自然環境・景観の復元・保全活動	小学生～	環境省自然環境局 各地区自然保護事務所 国立公園課
	・希少野生動植物の生息・生育環境の整備、維持管理	小学生～	環境省自然環境局 各地区自然保護事務所 野生生物課
	・里山の維持管理やビオトープの整備等の身近な自然の保全活動	小学生～	環境省自然環境局 自然環境計画課
	・国立公園の美化清掃活動	小学生～	環境省自然環境局 各地区自然保護事務所 国立公園課 (財)自然公園美化管理財団
	・自然解籍活動	成人	(財)日本自然保護協会 (財)日本野鳥の会 (財)自然公園美化管理財団
	・自然体験活動の指導・助言	成人	自然体験活動推進協議会 (CONE)
	・ビジターセンターなどの自然ふれあい拠点施設の維持管理	成人	各施設
	・歩道や標識等の国立公園の利用施設の簡易な維持管理	成人	環境省自然環境局 各地区自然保護事務所 国立公園課 (財)自然公園美化管理財団
	・自然環境保全基礎調査の身近な生きもの調査、インターネット自然研究所の四季のいきもの前線調査への参加など、自然環境の保全、自然とのふれあいに 関する調査研究活動	小学生～	環境省自然環境局 生物多様性センター
	・自然公園や身近な自然、各種の自然ふれあい施設(ビジターセンター、自然塾、自然歩道等)における自然体験活動	幼児～	(社)日本環境教育フォーラム 環境省自然環境局総務課 自然ふれあい推進室
・天体観測、キャンプ等の野外活動	小学生～	(財)日本宇宙少年団	

活動の場等	具体的な活動内容	主な活動主体の例	相談先(部局)
地域	<地域生活の支援> ・地域で開催する学習・レクリエーションイベント、セミナー等の支援 ・子どもセンター等の運営支援 ・ボランティア活動に関するフォーラム等の開催補助 ・ボランティア活動等のインターネット等による情報提供への支援 ・ボランティア団体、社会教育団体、青少年団体等の活動支援 ・アンケート等による住民意見のとりまとめ	中学生～ 成人 中学生～ 成人 高校生 高校生～	
	・一人暮らし老人宅等や障害者宅への訪問、外出補助の同行	中学生～	社会福祉協議会 等
	<地域安全の支援> ・防災リーフレット作成・配布 ・危険場所の点検 ・消防団への参加 ・消防訓練の補助 ・救急、救助教室の開催支援	成人 成人 成人 成人 成人	
	交通安全に関する広報活動 交通安全グッズの作成配布 ヒヤリ地図の作成及び配布 立て看板作り 幼児・小学生・中学生・高校生・高齢者に対する交通安全教室 交通安全活動に係る各種大会等の支援	小学生～ 成人 中学生～	警察署、 全国交通安全活動推進センター(全日本交通安全協会)、 都道府県交通安全推進センター(都道府県交通安全協会)
	交通安全教育グレースホールの普及推進活動	小学生～	(社)日本交通福祉協会
	薬物乱用防止キャンペーンへの参加(チラシ等の配布、呼びかけ、街頭募金活動等)	小学校高学年～	(財)麻薬・覚せい剤乱用防止センター 各都道府県薬務主管課
	地域美化・環境浄化活動への参加 違法・有害ビラ等の撤去活動 落書き消し ひったくり等をテーマにした寸劇(劇団員に子ども、青年等も視野に入れる) ふれあい交流活動 ふれあいウォーク ふれあいゲートボール大会 夜間ボランティア組織(夜間の犯罪防止) 地域安全に係る各種大会等の支援 少年補導活動・環境浄化活動の実施 街頭補導活動等の非行防止活動 非行集団の解体補導活動 少年を有害な風俗から守るための活動 有害環境の実態把握、有害図書等の通報活動 犯罪被害に遭った少年の立ち直り支援 家庭等に対する訪問活動	成人 小学生～ 幼児～ 成人 小学生～ 成人	(財)全国防犯協会連合会、 警察庁生活安全局少年課、 都道府県警察本部少年課、 警察署、 (社)全国少年補導員協会、 少年サポートセンター
	高齢者宅訪問 交通安全アドバイス 悪徳商法未然防止チラシの作成配布 防災防犯指導、危険箇所点検		地域交通安全活動推進委員 地域安全活動員 防犯協会員
	<文化・芸術振興> ・発掘調査等の補助 ・伝統文化の伝承 ・文化芸術活動の支援	小学生～	

活動の場等	具体的な活動内容	主な活動主体の例	相談先(部局)
地域	<国際交流・国際協力支援> ・外国人に対する日本語教育 ・ホームステイ受入 ・留学生・地域外国人の交流支援 ・留学生の交流支援 ・外国人への観光案内 ・国際機関の募集活動の支援 ・NGO活動への参加	成人 成人 高校生～ 成人 高校生～ 成人 小学生～	(財)国際日本語普及協会 (財)内外学生センター 市町村 等 外務省 国際機関人事センター 外務省 経済協力局民間援助支援室、 文化交流部政策課
	・青年海外協力隊、シニア海外ボランティア事業への参加 ・ジュニア協力隊への参加 ・民間援助支援センター(開発教育)	成人 高校生～ 成人	国際協力事業団 外務省 経済協力局技術協力課
	<スポーツ活動支援> ・地域におけるスポーツ大会開催等の支援 ・用具の補修、競技場等の整備、管理 ・スポーツ施設利用者等の支援 ・地域のスポーツクラブの運営等の支援 <直接支援する活動> ・空き缶拾いなど清掃と植樹などの美化運動 ・不法投棄監視ボランティア ・小中学生の自然体験活動の企画・実施 ・地域づくりサークルでの活動 ・市町村等の伝統行事、芸能での補助 ・地域住民への各種講習会の開催と講師 ・地域色を生かした宇宙に関連する行事への参加	高校生～ 成人 成人 成人 小学生～ 成人 成人 小学生～ 中学生～ 小学生～	市町村 (財)日本宇宙少年団
	・熟練技能者を活用したものづくり体験	小学生～	都道府県職業能力開発協会、 都道府県技能士会・連合会
	・各種共同募金の実施	小学生～	社会福祉協議会、 中央共同募金会、 各都道府県共同募金会 市町村役場 等
	・環境保全活動の実施	小学生～	地方自治体、 環境カウンセラー-全国連合会 地域の環境カウンセラー-協議会
	・各種状況調査等の補助 ・臓器移植の普及啓発活動の支援 ・矯正施設による社会奉仕活動の支援(公共施設での清掃活動等)	中学生～ 小学生～ 成人	(社)日本臓器移植ネットワーク 当該施設 等
	・社会を明るくする運動における支援(ティッシュ、リーフレットの配布)	成人	社会を明るくする運動 実施委員会、 保護司会 等
	・子ども・みらい・サポート事業への参加(体験活動、ワークショップ等を実施)	成人	日本BBS連盟
	・ふるさと遊びの会、ふれあい学習教室など	成人	更生保護婦人会
	・人権啓発フェスティバルにおける各種ボランティア活動 ・人権に関するカルタ、紙芝居の制作	小学生～	法務局 子どもの人権専門委員
地域 (災害時)	<直接支援する活動> ・災害時のがれきの除去 ・土砂災害時の行政と市民との連絡仲介 ・被災者の話相手 ・避難所の設営補助、被災者の世話 ・子どもの託児	成人 成人 成人 高校生～ 成人	地方自治体



13文科生第1112号
平成14年3月29日

附属学校を置く各国立大学長
各国公立高等専門学校長
国立久里浜養護学校長 殿
各都道府県教育委員会
各都道府県知事

文部科学省生涯学習政策局長
近藤 信司

文部科学省初等中等教育局長
矢野 重典

(印影印刷)

学校教育及び社会教育における奉仕活動・体験活動の推進
に当たっての福祉担当部局との連携について（通知）

文部科学省では、青少年が社会性や思いやりの心など豊かな人間性を育むため、ボランティア活動など社会奉仕体験活動、自然体験活動その他の様々な体験活動の機会の充実を図ることとし、国・都道府県・市町村において、幅広い関係機関や団体と連携等を図るための協議会や、情報提供やコーディネート等を行う支援センターの設置など、学校内外を通じた奉仕活動・体験活動の推進体制の全国的な整備を図ることとしています。

奉仕活動・体験活動の推進に当たっては、これまで、「学校教育及び社会教育における体験活動の促進について」（平成13年9月14日付け、13文科初第597号）や各種会合において、都道府県及び市町村において関係機関等との連携を図るようお願いするとともに、国においても関係府省との連携関係の構築に努めてきたところです。

このたび、文部科学省と厚生労働省との協議を踏まえ、厚生労働省社会・援護局長から各都道府県知事等に対し、別添のとおり奉仕活動・体験活動の推進について、教育委員会及び私立学校所管部局との緊密な連携や円滑な実施について格段の配慮を福祉担当部局に要請する通知がなされました。

つきましては、域内の市町村教育委員会、市町村長、所管又は所轄の学校及び学校法人等に対しても当該通知の趣旨について周知いただくとともに、奉仕活動・体験活動の推進に当たって、福祉担当部局や社会福祉協議会、社会福祉施設など幅広い関係機関等との一層の連携の強化に努めていただくようお願いします。

平成14年3月28日

都道府県知事
各 指定都市市長 殿
中核市市長

厚生労働省 社会・援護局長

学校教育及び社会教育における奉仕活動・体験活動の推進について(通知)

昨年7月に学校教育法及び社会教育法が改正され、小学校、中学校、高等学校等において児童生徒の社会奉仕体験活動等の充実に努めるとともに関係団体、関係機関との連携に十分に配慮するものとされ、また、教育委員会の事務として、青少年に社会奉仕体験活動等の機会を提供する事業の実施及びその奨励に関する事務が明記されたところである。この改正は、青少年が社会性や思いやりの心など豊かな人間性を育む上で発達段階等に応じて社会奉仕体験活動等の様々な体験活動を行うことが有意義であることから、学校内外を通じた奉仕活動・体験活動の充実を行うことを目的とするものである。

奉仕活動・体験活動の対象分野は、環境・自然保護や農林水産業、まちづくり、芸術・文化など多岐にわたるが、社会福祉の分野もその対象として期待されているものである。奉仕活動・体験活動を通じて社会福祉施設等と学校教育や社会教育の場との連携を図ることは重要であり、また、活動を通じて福祉に対する理解が深まることは社会福祉の増進にとっても有意義であることから、社会福祉施設等がその業務に支障のない範囲で協力していくことは望ましいことである。

このような学校内外を通じた青少年の活動など奉仕活動・体験活動の推進に向けた体制整備のために文部科学省において必要な予算措置等がなされているところであるが、その推進にあたっては、福祉担当部局におかれても、下記に留意しつつ、教育委員会及び私立学校所管部局と緊密な連携を図り、円滑な実施について格段のご配慮をお願いしたい。併せて、貴管内市町村(指定都市及び中核市を除く。)及び関係者への周知徹底を図られたい。

なお、本通知については、地方自治法(昭和22年法律第67号)第245条の4第1項の規定に基づく技術的助言として発出するものである。

記

1. 社会福祉分野における奉仕活動・体験活動の実施に当たっての留意事項を別紙1にとりまとめたので参考とされたいこと。その中でも特に、「事前協議の実施」、「役割分担の明確化」、「安全の確保及び事故等への対応」について留意されたいこと。

2. 奉仕活動・体験活動の例を別紙2にとりまとめたので活動内容の設定のための参考とされたいこと。なお、この活動例は例示でありすべての活動を網羅したものではなく、また、実際の奉仕活動・体験活動の内容については学校、社会教育関係者と社会福祉施設等との協議によって決定されるものであることに留意されたいこと。

3. 奉仕活動・体験活動の推進に当たって、貴管内市町村教育委員会から当該市町村社会福祉協議会のボランティアセンターに対して要請があった場合には、当該社会福祉協議会ボランティアセンターの実情に応じ可能な範囲で協力を図るよう指導されたいこと。

<別紙1>

社会福祉施設等における奉仕活動・体験活動の実施上の留意事項

社会福祉施設等における奉仕活動・体験活動は、その趣旨を踏まえつつ、施設等の本来業務に支障のない範囲でその協力に基づいて適切に実施することが基本である。また、社会福祉施設は生活の場であり、プライバシーや安全面への配慮が特に重要であることから、以下の事項について十分留意する必要がある。

1. 事前協議の実施

社会福祉施設等と学校、社会教育関係者とは、奉仕活動・体験活動が児童生徒等の発達段階等に応じた適切で有意義な内容となるよう十分な事前協議を行うこと。

2. 役割分担の明確化

社会福祉施設等における奉仕活動・体験活動の実施にあたっては、安全確保を含め、社会福祉施設と学校、社会教育関係者との役割分担を明らかにするとともに、保険の活用など事故等が発生した場合に備えること。

3. 教職員の理解の促進

奉仕活動・体験活動を適切かつ効果的に行うためには、児童生徒等の指導を行う教職員等が社会福祉施設等に対する理解を深めることが重要であることから、社会福祉施設等においても必要な協力をされたいこと。

4. 児童生徒等への事前指導の実施

学校、社会教育関係者は、児童生徒等が社会福祉施設等での奉仕活動・体験活動の目的や意義を十分に理解できるよう事前に十分な指導や研修を行うこととされており、社会福祉施設等においても必要な協力をされたいこと。

5. 児童生徒等への適切な指導

奉仕活動・体験活動の実施に当たっては、学校、社会教育関係者は、児童生徒等の引率や健康管理など教職員等が適切な指導を行うよう配慮することとされており、その円滑な実施のため社会福祉施設等においても必要な協力をされたいこと。

6. 安全の確保及び事故等への対応

社会福祉施設等と学校、社会教育関係者は、事故の防止や感染症の予防など安全面に十分な配慮を行うとともに、万一事故等が発生した場合に適切な対応がとれる体制を整えること。

7. 費用の負担

奉仕活動・体験活動の実施に伴い発生する費用の負担については、実費(資料代、昼食代等)負担を原則としつつ、学校、社会教育関係者と社会福祉施設等との間で十分に協議すること。

<別紙2>

「奉仕活動・体験活動の例」(平成14年3月)と同じ

国 都道府県体験活動ボランティア活動支援センター等一覧

	名 称	所 在 地 / 電 話
国	全国体験活動ボランティア活動総合推進センター	〒110-0007 東京都台東区上野公園12-43社会教育実践研究センター内 03-3823-8687 http://volunteer.nier.go.jp/
北海道	北海道体験活動ボランティア活動支援センター	〒060-0002 札幌市中央区北2条西7丁目道民活動センター内 011-231-4111(内線36-347)
青森県	青森県体験活動ボランティア活動支援センター	〒030-0111 青森市荒川字藤戸119-7 017-762-1131
岩手県	岩手県体験活動ボランティア活動支援センター	〒025-0301 花巻市北湯口第2地割82-13 0198-27-4555/FAX0198-27-4564
宮城県	宮城県青少年体験活動支援センター	〒980-8423 宮城県仙台市青葉区本町3-8-1 TEL 022-211-3654 http://www.pref.miyagi.jp/syougaku/
秋田県	秋田県体験活動支援センター	〒011-0901 秋田市寺内字神屋敷35-1 018-880-2301 http://www.akita-c.ed.jp/taiken/
山形県	山形県子ども情報センター事業	山形県青年の家、4教育事務所(村山・最上・置賜・庄内)
福島県	福島県体験活動ボランティア推進センター	〒960-8688 福島県福島市杉妻2-16 024-521-7794
茨城県	「ふれあいサポ-トセンター-水戸」	〒310-0054 水戸市愛宕町4-1 029-228-1313
	「ふれあいサポ-トセンター-鹿行」	〒311-3824 麻生町宇崎1389 0299-73-3877
	「ふれあいサポ-トセンター-県南」	〒300-0036 土浦市大和町9-1ウラビル5階 0298-26-1101
	「ふれあいサポ-トセンター-県西」	〒308-0843 下館市野殿1371 0296-24-1151
栃木県	栃木県生涯学習ボランティアセンター	〒320-0002 宇都宮市瓦谷町1070番地 栃木県総合教育センター-学習情報センター-内 028-665-7207 http://www.rainbow-net.pref.tochigi.jp
	河内教育事務所生涯学習ボランティアセンター	〒321-0974 宇都宮市竹林町1030-2番地 028-626-3183
	上都賀教育事務所生涯学習ボランティアセンター	〒322-0068 鹿沼市今宮町1664-1番地 0289-62-7167
	芳賀教育事務所生涯学習ボランティアセンター	〒321-4325 真岡市田町1568番地 0285-82-3324
	下都賀教育事務所生涯学習ボランティアセンター	〒328-8504 栃木市神田町6-6 0282-23-3422
	塩谷教育事務所生涯学習ボランティアセンター	〒329-2163 矢板市鹿島町20-22番地 0287-43-0176
	那須教育事務所生涯学習ボランティアセンター	〒324-0056 太田原市中央1丁目9-9番地 0287-23-2177
	南那須教育事務所生涯学習ボランティアセンター	〒321-0621 烏山町中央1-6-92 0287-82-2909
	安足教育事務所生涯学習ボランティアセンター	〒327-0843 佐野市堀米町607 0283-23-1471
群馬県	群馬県青少年体験活動ボランティア活動支援センター	〒371-0044 前橋市荒牧町2-12 027-234-1131
埼玉県	彩の国体験活動支援センター	〒355-0337 埼玉県比企郡小川町木呂子561 0493-72-2220 http://www.shogaigakusyu.pref.saitama.jp/ogawa-si/
千葉県	まなびボランティアセンター-ちば	〒277-0882 柏市柏の葉4-3-1 04-7135-2200/FAX04-7135-2200 http://www.clis.ne.jp/mb/
東京都	東京都体験活動情報 相談センター	〒163-8001 新宿区西新宿2-8-1都庁第二本庁舎27階 03-5320-6853/FAX03-5388-1734 http://www.syougai.metro.tokyo.jp
神奈川県	かながわ体験活動ボランティア活動支援センター	〒221-0835 神奈川県横浜市神奈川区鶴屋町2の24の2(かながわ県民センター内) (045)210-1121(代) http://www.planet.pref.kanagawa.jp/
新潟県	新潟県体験活動等支援センター	〒950-8602 新潟市女池南3?1?2 025-284-6145 http://www.lalanet.gr.jp/
山梨県	やまなし青少年体験活動支援センター	〒400-0031 甲府市丸の内2丁目35-1 055-224-2941 http://www.yva.jp/
長野県	長野県体験活動ボランティア活動支援センター	〒399-0711 塩尻市大字片丘6342-4 0263-53-8824

富山県	富山県子ども元気活動支援センター	〒930-8591 富山県富山市新総曲輪1-7 076-445-1844 http://www.kodomogenki.com
石川県	石川県子ども体験活動支援センター	〒920-8575 金沢市広坂2-1-1 076-223-9405
福井県	福井県体験活動ボランティア活動支援センター	〒918-8045 福井市福新町2505 0776-36-4853
岐阜県	岐阜県青少年の奉仕 体験活動支援センター	〒500-8384 岐阜市藪田南5-14-53岐阜県県民ふれあい会館内 058-277-1149 http://cscns.csc.gifu.gifu.jp/syozo/center/
静岡県	静岡県体験活動ボランティア活動支援センター	〒420-0856 静岡市駿府町1-70 054-255-7357 http://www.chabashira.co.jp/ evolnt
愛知県	青少年体験活動ボランティア活動支援センター	〒460-8534 名古屋市中区三の丸3-1-2 052-961-0538/FAX052-961-0538 http://www.manabi.pref.aichi.jp
三重県	みえ青少年ボランティア活動支援センター	〒515-0054 三重県松阪市立野町1291 0598-25-5117
滋賀県	滋賀県体験活動支援センター	〒528-8577 滋賀県大津市京町四丁目1番1号 077-528-4654 www.longlife.pref.shiga.jp
京都府	京都府奉仕活動 体験活動情報センター	〒602-8570 京都市上京区下立売通新町西入ル藪ノ内町 京都府教育庁指導部社会教育課 075-414-5886 http://www.kyoto-be.jp/taiken/
大阪府	大阪府体験活動ボランティア活動支援センター	〒542-0065 大阪府中央区1-1-54 06-6762-3798
兵庫県	ふるさと文化支援センター	〒673-1415 加東郡社町下久米1227-18 0795-44-0714/FAX0795-44-1185 http://www.ureshino.pref.hyogo.jp
奈良県	軒先あそび支援センター	〒639-2135 奈良県北葛城郡新庄町寺口 0745-69-6911 http://www.llis.pref.nara.jp
和歌山県	和歌山県生涯学習ボランティアセンター	〒641-0055 和歌山市西高松一丁目7-38 073-436-9532 http://www.wakayama-lib.go.jp/KS/boran/vltop.htm
鳥取県	鳥取県子ども週末活動支援センター	〒680-0846 鳥取市扇町21番地 0857-21-2281/FAX0857-21-2263
島根県	島根県体験活動ボランティア活動支援センター	〒690-0011 島根県松江市東津田町1741-3 0852-32-5933 http://www7.pref.shimane.jp/manabi/
岡山県	こももセンター	〒700-0016 岡山市伊島町3-1-1 086-251-9758/FAX086-251-9757 http://www.pal.pref.okayama.jp/komomo/
広島県	広島県体験活動ボランティア支援センター	〒732-0052 広島市東区光町2丁目1-14 082-506-0717
山口県	奉仕活動 体験活動支援センター	〒753-0072 山口市大手町2-18(山口県教育会館3F) 083-923-3325 http://www.kagayaki.pref.yamaguchi.jp
徳島県	とくしま体験活動ボランティア活動支援センター	〒770-0943 徳島市中昭和町1-2徳島県立総合福祉センター内2F 088-625-3362
香川県	香川県青少年体験 ボランティア活動支援センター	〒760-0067 高松市松福町2-12-13 087-823-0033/FAX087-811-1009 http://www2.visnet.jp/kvasc
愛媛県	体験活動 ボランティア活動支援センター	〒791-1136 松山市上野町甲650番地 089-963-2111 (内線113) http://joho.ehime.-iinet.or.jp/
高知県	体験活動ボランティア活動支援センター	〒780-0850 高知市丸ノ内1-7-52 0880-821-4745 s60105@ken.pref.kochi.jp
福岡県	福岡県体験活動ボランティア活動支援センター	〒811-2402 糟屋郡篠栗町大字金出3350-2 092-947-3511
佐賀県	佐賀県体験活動ボランティア活動支援センター	〒840-0815 佐賀市天神三丁目2-11 0952-26-0011 http://www.saganet.ne.jp/avance/
長崎県	長崎県体験活動ボランティア活動支援センター	〒850-8570 長崎市江戸町2番13号 095-822-9410
熊本県	熊本県青少年のための体験活動情報センター	〒862-8609 熊本市水前寺6丁目18-1 096-385-1808
大分県	大分県青少年ボランティアセンター	〒874-0903 大分県別府市野口原3030-1 0977-22-4904 http://www.oitall.jp/lldc/index.html
宮崎県	心のルネサンス相談センター	〒880-8502 宮崎市橘通東1-9-10 0985-26-7244 http://sun.pref.miyazaki.jp/
鹿児島県	鹿児島県体験活動ボランティア活動支援センター	〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10-1 099-286-5339
沖縄県	沖縄県体験活動ボランティア活動支援センター	〒900-8571 那覇市泉崎1-2-2 098-866-2746 tabataka@pref.okinawa.jp

「地域におけるボランティア活動活性化のための調査研究」 調査実施体制

< 調査研究委員会 >

座長	千葉大学 教授	明石 要一
委員	吉備国際大学 助教授 日本ボランティアコーディネーター協会理事	妻鹿 ふみ子
委員	東京女学館中・高校 教諭 全国体験活動ボランティア活動推進センター コーディネーター	橋本 洋光
委員	国立教育政策研究所 社会教育実践研究センター 専門調査員	伊原 浩昭

< 文部科学省 >

生涯学習政策局 社会教育官	高杉 良知
生涯学習政策局社会教育課 ボランティア活動推進専門官	内山 祐二郎
生涯学習政策局社会教育課 社会奉仕活動企画係長	村田 恵理
生涯学習政策局社会教育課 社会奉仕活動企画係	毛利 るみこ
生涯学習政策局社会教育課 社会奉仕活動企画係	市場 享

< 株式会社日本総合研究所(調査受託機関) >

研究事業本部 主任研究員 (プロジェクトリーダー)	矢ヶ崎 紀子
研究事業本部 主任研究員	前田 恵美
研究事業本部 研究員	入山 泰郎
研究事業本部 研究アシスタント	井上 みどり